

令和7年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月7日(金) 午後2時～午後3時45分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	6 番 山口正則	7 番 白津知範
8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之	10 番 古賀由紹
12 番 山添 明	13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則
15 番 宮崎隆広	16 番 能隅良子	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員

5 番 大場將夫	11 番 宮崎太享	17 番 吉田 哲
----------	-----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第5号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第6号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第7号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第8号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第9号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	池部 克
浜玉分室主幹	槇崎 高志
相知分室職員	徳島 千恵
肥前分室職員	水田 逸誠
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室係長	藤江 博文

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号5番大場將夫委員、11番宮崎太享委員、17番吉田哲委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名人に議席番号8番石川利恵委員、議席番号9番曲淵俊之委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第8号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について10件、議案第9号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について82件、計108件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。

います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第 5 号から第 9 号までの議案 108 件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集 1 ページ、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の 1 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、233 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用申請、

埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。
隣接農地等への影響ですが、最大60センチの盛土を施し、
整地し、南側を除く周囲にはL型擁壁を設置して土留めを行
い、南側はセットバックを行い、南側の道路より出入口とす
る計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流
分は雨水枡を介して南側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水
設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で
す。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意
見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま
す。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。今月3日の日に東部調査
会で現地を確認していただきました。資料図の1ページにあ
りますけれども、ここの申請地南側の道路が市道なのですが、
非常に幅員が狭いです。実測してみましたが、2メートルち
よつとしかない。そういうことで、ここはこの地域全体が用
途区域、都市計画で言う用途区域に指定されているエリアで
ございまして、宅地化が進んでいるものの、この進入路が狭
いということで一気に進まずに順番にという感じだという
ふうに認識しております。隣接農地がございしますけれども、

大規模な感じではなくて、家庭菜園のようにお作りになっている農地がございます。東部調査会のメンバーで確認いただきましたが、今回セットバックもちゃんとしていただけるということになっているので、やむを得ないのではないかと思います。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 2 5 7 平方メートルです。現況は、遊休地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西および北側は既存コンクリートブロックを利用し、南および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は雨水枡を介して東側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については敷地内に排水設備を新設し、東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。この場所につきましても今月3日の日に東部調査会で確認をしていただきました。周りはいもうすべて宅地になっている所でございます。この農地については水田ということで、水田用の揚水施設、あるいは排水施設がありましたけれども、土地改良区との調整はもう既に済んでいるという話でございました。そういうことで、この場所もい

わゆる用途区域の中に存在する農地でございまして、周辺農地は全くございませんので、やむを得ないのではないかということでございました。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 4 筆、面積は、合計で 3, 6 3 7 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、市有財産（里道、水路）譲渡申請の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大6.9メートルの盛土、30センチの切土を施し、石積擁壁にて土留めを行い、整地し、南および東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで土水路を設置、集水枥を4か所設置し、排水管を介して西側の既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、一時転用のため、農地復元確約書が提出されており、復元後はアスパラのハウスを建てる計画をされています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

白津知範委員 7番の白津です。3日の日に東部調査会で調査を行いました。そのときはちょっと風も強く寒かったので、見るのが遅れましたけれども、三役の方と再度調査に行きまして、そのときに事務局に提出された業者の方が来ておられまして、詳しく説明を受けました。何ら問題がなかろうということで結論が出ましたので、ここに報告をいたします。審議をよろし

	くお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２８９平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。 行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の雨水枡から排水設備を通り、北西側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については新設排水設備を介して北西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番の白津です。ここも3日の日に東部調査会で調査を行いました。この土地は周りがすべて住宅ということで、何ら問題はないということで結論を得ましたので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 1 筆、面積は、合計で 1, 9 6 9 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、資材置場、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可が必要なことを知らずに平成 2 0 年頃より資材置場と社員の駐車場に利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は敷地中央の既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。

	許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
	整理番号5番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	はい。15番宮崎です。2月2日現地確認を中部調査会で行いました。事務局の報告のとおりで何も問題ないと思います。皆さんの慎重審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(阿部委員「はい。」) 阿部委員。
阿部太委員	19番阿部です。14ページの字図を見ると、〇〇〇の〇は畑になっているようなのですが、議案書には田となっています、どうでしょうか。
農地係長	はい。チェック漏れで田が本当です。すみません。訂正のほうをよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。
古賀由紹委員	古賀です。今回賃借権の設定ということで記載されてございます。その期間がどれぐらいなのかということと、土地代というこの額は、その期間の借地料といいますか、そこらへんを確認させてください。以上でございます。
農地係長	期間は特に定められていません。土地代は、一応議案に記載させてもらっている〇〇〇というのが年間の賃借料になってきます。

議長

よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、1 4 1 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については、住宅建築時に排水設備を新設し、東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。2月2日に現地確認を行いました。現場は住宅密集地であり、何も問題ないだろうということに中部調査会ではなりましたので、皆さんの審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、1 1 2 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 8 5 センチの盛土を施し、整地し、北側は既存コンクリートブロックを利用、西および南側は新設し、東側の宅地を通り、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は既存宅地を通り、東側の既存道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が提出されています。
	立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
	許可の基準は1番となっております。
	整理番号7番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	15番宮崎です。2月2日に現地確認を中部調査会で行いました。現場は地図のとおりで、住宅密集地で何も問題ないと中部調査会ではなりましたので、審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、368平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、

一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 22 ページから 24 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路改築申請）、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1 メートルの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、南側の私道を通り、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡など敷地内に新設する排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設の排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員

4 番の井手です。2 月 1 日に現地確認をいたしました。申

請者は現在住んでいる自宅が大雨による冠水の被害を受けやすいため、建替え用地として自宅近くの畑を転用申請されています。申請地は宅地に囲まれていて問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 6 ページの整理番号 8 番までの 8 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 5 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで合計 8 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満た

	していると考えます。以上で説明を終わります。
議長	それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。 【議案確認】 本案について質疑や異議はございませんか。（阿部委員「はい。」）阿部委員。
阿部太委員	はい。１９番阿部です。７番、６番の譲受人で、株式会社〇〇〇〇〇〇ということになっておりますが、〇〇からわざわざ〇〇のほうへということなので、どういう会社なのかわかればお願いします。
農地係長	はい。〇〇〇〇〇〇というところはですね、畜産会社のほうになって、ここの従業員に〇〇〇の方が数名いらっしゃいますので、その方がもうほぼ耕作をされるようなかたちになります。
阿部太委員	畜産は何でしょうか。
農地係長	肥育牛です。
議長	よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩をとりたいと思います。

再開の時間を 15 時 05 分といたします。

~~~~~○~~~~~

14 時 55 分 休憩

15 時 05 分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようにございますので、会議を再開いたします。

議案集 7 ページ、議案第 8 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。この案件につきましては、議席番号 15 番宮崎隆広委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって宮崎委員の退席を求めます。

【宮崎委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。作成要請は、農業委員会が所有者や担い手耕作者などからの申請を受け付けたものです。利用関係の調整を行いまして、所有権の移転や利用権の設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう、市に対して要請を行います。作成要請の議案、所有権分の 1 件につきまして、対象の農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。農業委員会があっせん委員を指名した案件で、買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の農地売買の手続きに入るものとなっております。集積

計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで宮崎委員の入室を許可します。

【宮崎委員入室】

宮崎委員にお知らせします。整理番号1番につきましては原案どおり可決しましたのでお知らせします。次に議案集8ページ、議案第8号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集10ページの整理番号9番までの9件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。続きまして作成要請の議案、利用権分について説明

をいたします。整理番号1番から9番までの全9件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で33,624平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

 本案について質疑や異議はございませんか。（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。

古賀由紹委員 基盤強化法が改正されて、今年の4月から相対での所有権移転なり利用権の設定ができなくなって、中間管理機構、いわゆる農業公社を通したものになるという話を以前から教えていただきました。所有権移転については今回が相対の最後だというふうに先日教えてもらいましたが、利用権設定についてはどうなのか、ちょっと確認させてください。よろしくをお願いします。

振興係長 はい。説明いたします。相対の利用権につきましては、3月の総会までが期限となります。3月の総会后、市長名の公告がされて成立いたしますので、3月の受け付けとしましては、2月20日を最終申請受付として考えております。よろしく願いいたします。

| | |
|--------|---|
| 議長 | よろしいでしょうか。(石川委員「はい。」) はい。石川委員。 |
| 石川利恵委員 | 8番石川です。整理番号の6番で、口座振込で10アールあたり10キロと書いてあるのですが、振込と物納どちらでしょうか。 |
| 振興係長 | はい。こちらは物納が正しいです。すみません。お詫びして訂正をいたします。申し訳ありませんでした。 |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。ほかに質疑や異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、議案第9号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について(利用権)(集積計画一括方式)を議題とします。整理番号1番から議案集38ページ、整理番号82番までの82件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。</p> |
| 振興係長 | はい。集積計画の決定につきまして説明をいたします。こちらは市が農地中間管理機構の依頼などで農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に対して意見を聞 |

かれていますものとなります。決定の議案、今回は利用権分のみとなります。すべて集積計画一括方式となっております。農地中間管理機構を介しました利用権の設定には、本来は県による配分計画を必要としますが、出し手と受け手のマッチングが予め整っている場合は、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。全82件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で327,513平方メートルとなります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

 本案について質疑や異議はございませんか。（曲淵委員「はい。」）はい。曲淵委員。

曲淵俊之委員 まず整理番号2番、貸付人と借受人が同じになってますが、間違いないでしょうか。それから、契約期間が20年となっているようですが、貸付人の年齢等で亡くなられる方がいらっしゃるでしょうか。これが2点目ですね。それから整理番号9番から42番まで、借受人が〇〇〇となっています。今の2ヘクタールほどの経営面積で、これだけの水田を取得されて、今後の生産、経営能力は大丈夫なのかということが3点目でございます。それから整理番号49番、〇〇〇〇さ

ん、この方も先ほどの〇〇さんと同じような考えですが、経営面積 8, 0 0 0 平米の方がこれだけの水田を借りて経営能力は大丈夫なののでしょうか。全部新規扱いになっているものですから、取得後の農地面積が本当に経営できるだけの能力がおりなのかというのがちょっと不思議な点でございました。

振興係長

はい。順番にお答えいたします。まず 1 番から 4 番まで〇〇〇〇〇〇という名称が入っております。こちらは先月の〇〇地区での基盤整備事業に関する利用権設定ということで、2 0 年間設定がありましたが、こちら同じく〇〇地区という所で基盤整備事業が行われることとなりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇から自社へ貸付けされる形の機構での中間管理権の設定が必要ということで設定をされるものとなります。〇〇地区基盤整備事業関係ということになります。

また、この期間が 2 0 年、その間に当事者の片方が亡くなったらどうなるのかということですが、使用貸借の場合、賃貸借の場合がありますが、例えば賃貸借等でありまして、片方が亡くなられても基本的には権利は相続されるといいますか、続くというかたちとなります。

曲淵俊之委員

後継者の方の了解を取られるということでもいいですか。

振興係長

いえ。後継者の方の了解は必要ございません。

曲淵俊之委員

当事者契約だけですね。

振興係長

そのとおりです。

曲淵俊之委員

貸主の後継者は関係していらっしゃるのですか。

| | |
|--------|---|
| 振興係長 | はい。関係いたしません。 |
| 曲淵俊之委員 | わかりました。はい。次どうぞ。 |
| 振興係長 | <p>はい。続きまして3番目のNo.9からの〇〇様、こちらの方の案件が大量に出ております。こちらにつきましては新規としておりますが、9番から15番まではすべて相対利用権からの移行となっております。これは現在、合意解約を既に済まされておりますので、経営面積に含まれておらないかたちとなりますが、現在も耕作中とお考えいただきたいと思います。16番につきましては相対からの移行分と新規分が混じっております。また17番から37番までもすべて相対からの移行分となります。38番から42番までは新規の案件となっております。ということで、大部分は相対からの移行ということですので、ほぼこの面積を経営してあったものとお考えいただければと思います。</p> |
| 曲淵俊之委員 | <p>その場合、今の経営面積のところにその旨の表示をされれば、特段不思議に思うことはないと思うのですが、これは相対だからあえて書いてないのですか。</p> |
| 振興係長 | <p>本日の総会の時点で合意解約が既に成立されていれば、面積に計上しないという扱いをしております。ちょっと機械的な作業となってしまいますが。例えば今月までは継続中で、来月の1日から次の始期が始まるというかたちであれば、現在も耕作中ということで面積に含まれますけれども、今回はそういった扱いをさせていただいております。</p> <p>続いて、4番の〇〇〇〇さんにつきましては、先ほどの3</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>番の方は認定農業者を取ってらっしゃったのですが、4番につきましては、認定農業者を取ってらっしゃらないことと併せてですね、これまで第三者が借りてあった分を借主変更してある分と新規と混ざっておりまして、耕作状況がどうだったかということにつきましては、事務局のほうでは把握をしております。あるいは作業委託というようなかたちで利用権設定ではないことで耕作してあったことも考えられますけれども、すみません。詳細な情報はこれ以上ございません。よろしいでしょうか。</p> |
| 曲淵俊之委員 | はい。わかりました。 |
| 議長 | ほかにございませんか。（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。 |
| 古賀由紹委員 | 31ページの62番と63番の経営面積が0ということになっておりますが、新規就農者かどうか情報がございましたら教えてください。以上でございます。 |
| 振興係長 | はい。お答えをいたします。こちらの借主の方は、おっしゃるとおり新規就農でございまして、こちら貸し人となつてらっしゃる方が研修先ということでした。研修先のほうから農地を借りる段取りがついたということで申請をされております。研修をちょうどこの場所で、この出し主の方のところで行われてあったということでございます。以上でございます。 |
| 議長 | （曲淵委員「はい。」）はい。曲淵委員。 |
| 曲淵俊之委員 | 75番から最後の82番までは、〇〇さんという方が借受人になっていらっしゃいます。この方も契約期間が20年で、 |

| | |
|--------|--|
| | <p>先ほどお尋ねしたような貸主の年齢の件は大丈夫ですか。これはこの契約をされる際に、何年だろうが貸主が亡くなろうが法律は関係ないということですか。</p> |
| 振興係長 | <p>基本的に法律、民法に基づく権利の相続となりますので、法律上、引き続き耕作する権利が認められるというような考えです。法律上とおっしゃられるのがすみません。どういった点でしょうか。</p> |
| 曲淵俊之委員 | <p>貸主が亡くなられた時点でね、トラブルが起きませんかということです。20年の契約期間を結ばれていた中で、もし高齢の方がいらっしゃってね、途中で亡くなられたとした場合に、貸主としてのトラブルは発生しませんかという。</p> |
| 振興係長 | <p>一般的に言いまして、例えば土地、建物とかも所有ではなく賃貸借でされる場合というのがありまして、現行民法上、そうやって40年等の契約がされるかなと思います。実際のところ、そのトラブルというのが発生した場合というのは、合意解約というようなかたちで解決されるケースが実際には多いかとは思いますが、基本的には農地法にせよ、農業経営基盤強化促進事業にせよ、安定して耕作する権利を保護し、安心して農業を続けられることが借主の方のために必要ということで法設計がされていると思っております。</p> |
| 曲淵俊之委員 | <p>賃貸契約そのものが民法で言う相続権が発生する、発生しないという問題の確認がちょっと私も定かではないですけど、当然亡くなられると相続権が発生しますよね。その土地に対して、賃貸借は専属契約で相続の対象にはならないのか、</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>それを確認できれば、２０年であろうが３０年であろうが借りるほうだって相手がもし高齢であればね、何らかのカバーを取るべきじゃないかなあとちょっと思ったものですからね、後で確認いただいた中で返答をお願いします。</p> |
| 平田菊典委員 | <p>３番平田です。今曲淵さんのほうから意見が出ましたが、この契約年数も公社は知った上で中に入っていると思いますし、もし事務局でわからんときには公社に尋ねて、その結果を報告してもいいんじゃないですか。</p> |
| 振興係長 | <p>こちらとしても公社ないし直接聞き取り等を試みてみたいと思います。また何か報告することがございましたら、後日改めて返答をさせていただきます。よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>この件につきましては、事務局のほうが答えたとおりで対応して、また次回の会でまた報告をするということでよろしいでしょうか。</p> |
| 曲淵俊之委員 | <p>はい。</p> |
| 議長 | <p>ほかに質疑や異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第５号７件、議案第６号１件、議案第７号８件、議案第８号１０件、議案第９号８２件、計</p> |

5 議案 1 0 8 件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。
長時間にわたってのご審議をいただきまして、ありがとうございました。